

【基本目標】4. 配慮を必要とする子ども・家庭への支援体制づくり

【基本施策】(1) すべての子どもを受け入れる環境づくり

具体的事業名	事業内容	所管	方向性または目標	事業対象	R2	評価	R2事業実施上の課題	R3 目標	R3 事業の進捗状況
障がい児保育	障がい児保育 障がい児に対する園児や 保護者の正しい理解を促 進します。	子ども若者課 (園児支援 係・子ども若 者相談セン ター)	障がい児保育 障がい児に対する園児や 保護者の正しい理解を促 進します。	身体、知的、精神に障が いのある児又はその疑い のある児	◎	(園児支援係) 加配配置職員数は44 人。職員研修は4会場 で実施した。 (子若センター) 加配配置職員数の人数 は確保されている。 研修会1回開催。	(園児支援係) 専任保育士の確保。 (子若センター) 専門保育士の確保。年 度途中の入園児に対し て加配が必要な場合、 直ぐに配置できない場 合がある。	(園児支援係) ・加配が必要な 園児に対し適切 に職員を配置す る。 ・職員研修年1 回実施する。 (子若セン ター) 加配申請に適切 な職員配置をす る。	(園児支援係) ・加配が必要な園児に対し適 切に職員を配置している。 ・職員研修 4会場で実施。 (R3.8月末現在) (子若センター) 6月中に加配申請の受付有 1 保育園 1 名の申請
就学支援事業	経済的な理由で、就学、 進学が困難な家庭に対し て就学支援を行います。 ・就学援助制度	学校教育課	経済的な理由で、就学、 進学が困難な家庭に対し て就学支援を図り、利用 しやすい制度とする。	小・中学校 児童生徒	○	全児童生徒へ申請書用 紙の配付、提出を依頼 して7年目となる。制 度の周知は進んでいる と思われる。	全児童生徒へ申請書を 配付しているが、より 確実に制度の周知を図 るため、分かりやすい 様式・案内にしてい く必要がある。	援助が必要な世 帯へ、確実に制 度の周知ができ るようにする。	就学援助認定者数 小学校 379人 中学校 241人 (R3.8月末現在)
就学相談 介助員配置事業	一人ひとりの教育的ニ ーズに対応した指導の充 実を図ります。	学校教育課	○支援を必要とする障が い児への介助、学習支援 ・重度障がい児の身体介 助 ・身辺自立の支援 ・多動傾向児への声か け、安全確保 ・パニック時の寄り添 い、知的障がい児への学 習支援 ・けが治療中の児童生徒 の異動支援	支援を必要とする児童生 徒	◎	支援が必要な児童生徒 に介助員を配置するこ とができた。	人員確保が困難になっ ている。待遇面の向上 を、法律に則って目指 す。有資格者は正職員 として採用されれば、 現場における支援がさ らに充実する。	支援が必要な児 童生徒数に合っ た介助員を配置 する。	・市教委作成「介助員配置基 準」に則り、また、各校から の実態も参考に、増加してい る支援が必要な児童生徒数に 応じた介助員を配置する。 ・配置介助員 69名(昨年比+2) (小52名 中17名)

【基本施策】(2) 児童虐待防止対策の充実

具体的事業名	事業内容	所管	方向性または目標	事業対象	R2	評価	R2事業実施上の課題	R3 目標	R3 事業の進捗状況
要保護児童対策協議会	子ども若者相談センター が虐待の通告・相談窓口 となり、関係機関と連携 して、個々に応じた対 応・支援を行います。 虐待を許さない、見逃さ ない地域づくりのため、 関係機関と連携して予防 活動に取り組む。	子ども若者課 (子ども若者 相談セン ター)	子ども若者相談センター が虐待の通告・相談窓口 となり、関係機関と連携 して、個々に応じた対 応・支援を行います。 虐待を許さない、見逃さ ない地域づくりのため、 関係機関と連携して予防 活動に取り組む。	○要保護児童 虐待等により保護者が児 童を監護することが不適 当であると認められる ケース ○要支援児童 保護者の養育を支援する ことが特に必要と認めら れる児童 ○特定妊婦 出産後の養育について出 産前において支援を行う ことが特に必要と認めら れる妊婦	◎	学校や病院・警察との 連携体制ができ、ス ムーズな情報共有によ り支援につなげている。 今後は、個別支援会議 を活用して、支援のあ り方を検討していきたい。	要対協の対象者数は横 ばい。 学校や保育園からの通 告、警察からの児相通 報が増えている。 また、病院からの情報 提供も増えている。 要支援者には、ひとり 親やステップファミ リーが占める割合が多 く、親支援の構築が必 要である。	要対協 代表者会議2回 実務者会議16 回 個別支援会議 95回	要保護対策児童協議会 代表者会議 0回 実務者会議 8回 個別支援会議 44回 台帳管理数 87世帯 184人

具体的事業名	事業内容	所管	方向性または目標	事業対象	R2	評価	R2事業実施上の課題	R3 目標	R3 事業の進捗状況
養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に対して訪問し、支援することにより虐待の防止を図ります。	子ども若者課 (子ども若者相談センター)	養育支援が必要な家庭に対して訪問し、支援することにより虐待の防止を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期からの継続的な支援が必要な家庭 ・産後子育てに関して強い不安や孤立感を抱える家庭 ・不適切な養育環境、虐待の恐れやそのリスクを抱えている家庭 ・公的な支援につながらない児童のいる支援を必要とする家庭 	◎	父母の養育環境の調整が必要な家庭と産後うつ等母の精神面の不調がある家庭に養育支援を実施。必要な家庭に支援が入り、親子が安定できた。	支援が必要な家庭への介入が難しいが、助産師や地区担当保健師、保育園や学校等支援者の丁寧な関わりにより、親が安心して支援を受け入れられるように調整が必要。	必要な家庭にタイムリーに関わる	<ul style="list-style-type: none"> ・新生児、乳児、幼児等の養育に不安のある家庭、周産期うつ等母の不調のある家庭に対する養育支援を行っている。 10世帯 168回実施

【基本施策】(3) 障がいのある子どもとその家族への支援

具体的事業名	事業内容	所管	方向性または目標	事業対象	R2	評価	R2 事業実施上の課題	R3 目標	R3 事業の進捗状況
育成医療	身体に障がいのある子どもや、現在の状態を放置すると将来的な障がいを残すと認められる子どもに対し、必要な医療の一部を助成します。	社会福祉課	助成対象者が円滑に医療機関を受診するための支援を行います。	身体に障がいがあるか、またはその障がいを残すと認められる18歳未満の児童	◎	助成対象者については、申請後速やかに手続きを行い、滞りなく給付を実施するとともに制度の周知に努めた。	ホームページや佐渡市市民便利帳、「障がい社のご案内」等を利用して制度周知を実施しており、さらなる制度周知に努めていく。	助成対象者が円滑かつ容易に医療機関を受診するための支援を行う。	<R3.8.31現在数値実績> 実人員 7人
重度心身障がい者医療費助成事業	こども医療費助成事業と併せ、18歳到達後の最初の3月31日までの入院に係る医療費を無料化します。	社会福祉課	助成対象者が円滑かつ容易に医療機関を受診するための支援を行う。	身体障害者手帳(1～3級)の交付を受けている方 療育手帳Aの交付を受けている方 精神障害者手帳1級の交付を受けている方(※) ※平成29年9月1日より条例改正より対象を追加	◎	助成対象者については申請後速やかに手続きを行い滞りなく給付を実施するとともに、手帳取得者等に対し案内を同封するなどして制度周知に努めた。	助成内容については、一定の水準に達している。	助成対象者が円滑かつ容易に医療機関を受診するための支援を行う。	<R3.8.31現在数値実績> 受給対象者 1,609名
療育相談、指導	障がいや疾病等の早期発見のため、関係機関と連携し継続的な支援を図ります。	市民生活課	必要時にタイムリーに関われるよう関係者との情報共有を図る。 ・随時対応		○	療育教室やST/OT等個別の支援につながった。	療育相談を受けた後、療育教室や医療へのつながりを確実に。また、関係機関と連携して経過観察を継続する。	療育相談を受けた児が教室や医療につながるよう支援する。	・佐渡保健所が主催で、療育相談を年5回開催予定。
児童発達支援事業(療育教室)	発達に気になる幼児に小集団で社会性やルールを学ばせ、個の能力を伸ばすと共に保護者支援を行います。	子ども若者課 (子ども若者相談センター)	児童の年齢や特性に合わせてクラス編成し、2週間に1回保護者同伴で通所訓練を行う。 親子遊び、個別指導、小集団での遊びや交流を通して児の能力を伸ばすことを支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着きや集中力に心配のある年長児 ・言葉の遅れやコミュニケーション等に心配のある児 ・発達の遅れが気になる乳幼児 	○	児の一人ひとりの能力を理解し個別指導計画に基づく丁寧な指導ができた。	保護者の児に対する特性の理解が不足していると感じる。年長児は就学に向けて、他クラスの児は発達の相談など気楽に相談できる場所が必要。	じゃんぷ220日延べ1,000人 さくらんぼ168日延べ300人 (内お出かけ100人)	じゃんぷ87日間延べ395人 さくらんぼ70日間延べ129人 (内お出かけ46人) まつぼっくり6日間延べ13人

【基本施策】(4) ひとり親家庭等医療費助成事業

具体的事業名	事業内容	所管	方向性または目標	事業対象	R2	評価	R2 事業実施上の課題	R3 目標	R3 事業の進捗状況
ひとり親家庭等医療費助成事業	こども医療費助成事業と併せ、18歳到達後の最初の3月31日までの入院に係る医療費を無料化します。	子ども若者課 (子育て支援係)	父、母又は養育者及び児童が受診した際の医療費を助成する。 【自己負担】 通院：1日につき530円(同じ月で同一医療機関5回目以降は無料) 入院：無料<児童のみ>	ひとり親家庭等の父、母又は養育者及び児童(18歳到達年度末、ただし障害がある場合は20歳未満)	◎	医療費の助成はひとり親家庭等の経済的負担軽減になった。	助成内容については一定の水準に到達している。	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、助成対象者が円滑かつ容易に医療機関を受診するための支援を行う。	父、母又は養育者及び児童が受診した際の医療費を助成している。

具体的事業名	事業内容	所管	方向性または目標	事業対象	R2	評価	R2事業実施上の課題	R3 目標	R3 事業の進捗状況
母子生活支援施設事業	18歳未満の子を養育している母子家庭やそれに準ずる状況にある母子が一緒に入所して生活の安定と自立をめざします。	子ども若者課（母子生活支援施設）	入所者個々のニーズに沿った自立支援計画を策定し、相談、援助を進めながら自立を支援する。退所後においても必要に応じて支援を行なう。	18歳未満の子どもを養育している母子家庭。又は母子家庭に準じる家庭	継	個々のニーズに合わせて支援計画を作成している。今後も世帯の状況把握に努め継続する。	入所者からの要望に対して支援することが原則なので、支援者側からの押し付けにならない意識が必要。また、支援計画は具体的な内容とする。	<自立支援計画>年1回、再評価6ヶ月ごとに作成。退所後支援の充実。	<相談、援助>入所世帯 1世帯 退所世帯 5世帯（来所、電話） <支援計画>策定会議、再評価会議開催
生活困窮者等学習支援事業	ひとり親や生活困窮世帯の児童に対し、学習や生活習慣の定着に向けた支援を行います。	子ども若者課（子ども若者相談センター）	・学習支援員が対象児と学習を通じて、信頼できる大人から頑張りや承認されることで、自己肯定感の向上を図り、社会性の育成を目指す。 ・学習支援を通じて、保護者の不安が軽減し、親子の関係が安定する。	・生活保護世帯の子ども及びその保護者 ・経済的に困窮状態にあり、養育環境に課題を抱えたひとり親家庭の子ども及びその保護者 ・その他市長が必要と認める子ども及びその保護者	○	学習支援事業と養育支援事業を導入することで、家庭が安定することができた。継続した支援が必要。	・学習支援員が対象児と学習を通じて、信頼できる大人から頑張りや承認されることで、自己肯定感の向上を図り、社会性の育成を目指す。 ・学習支援を通じて、保護者の不安が軽減し、親子の関係が安定する。	学習支援実件数 10件	対象世帯 10世帯 対象実人員 14人 訪問実回数 239回 訪問延べ回数 335回
ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口教科事業（就労支援）	こどもの将来が生まれ育った環境に左右されたり、貧困の世代間連鎖を解消するために、労働支援専門員の配置をします。	子ども若者課（子ども若者相談センター）	こどもの将来が生まれ育った環境に左右されたり、貧困の世代間連鎖を解消するために、ひとり親の就労相談窓口を強化します。	母子家庭及び父子家庭等	○	キャリアコンの資格を活かし、企業とのつながりを多く持つことができた。継続してひとり親を支えていく。	就労支援相談員を配置し、企業にひとり親の就業について橋渡しをした。また、ひとり親の困り感を受け止め、支えることができた。気軽に相談できる場の提供も必要。	・ひとり親家庭向けの就業についてのチラシを作成する。 ・就労に結び付ける。	・短期アルバイト提供企業3社

【基本施策】（5）配慮を必要とする子ども、家庭への支援

具体的事業名	事業内容	所管	方向性または目標	事業対象	R2	評価	R2 事業実施上の課題	R3 目標	R3 事業の進捗状況
教育相談	特別支援教育、就学相談、就学指導等の教育相談	学校教育課	特別支援教育、就学相談、就学指導等の教育相談	小・中学校 児童生徒及び保護者	◎	就学支援を必要とする児童全てに対応した。	子ども若者課担当職員や、佐渡ことば・こころの教室担当職員、関係機関との連携を継続し深めていく。	保育園・幼稚園の就学支援児の観察及び教育相談全てに対応する。	・教育支援委員会の開催 年間3回うち1回開催（7/29） ・就学相談・面談 14回 ・教育相談支援訪問 20回 ・保育園幼稚園訪問 26回
ひきこもり対策	適応指導教室（あすなろ教室）の運営 不登校児童生徒訪問指導	学校教育課	適応指導教室（あすなろ教室）の運営 不登校児童生徒訪問指導	小中学校 児童生徒	○	希望する家庭への訪問指導は、全て実施することができた。	あすなろ教室への入級希望者が少なかった。不登校傾向にある児童生徒や不登校状態の改善のための活用をさらに進めていきたい。	希望する家庭への訪問指導をすべて実施する。	あすなろ教室新規入級者7名 訪問指導 延べ139回実施（R3.8月末現在）
ひきこもり対策	子ども若者相談センターが相談窓口となり、関係機関と連携して、当事者の状況に合わせて支援します。	子ども若者課（子ども若者相談センター）	子ども若者相談センターが相談窓口となり、関係機関と連携して、当事者の状況に合わせて支援します。	不登校、ひきこもりの当事者、家族および支援者	○	就労支援相談員が参加することで、フリースペースの利用者が初めての就労につながるきっかけをつくることができた。	若者支援企画会議を開催することができなかった。また、フリースペース参加者が固定化され、活動内容も変化が見られない。若者のニーズを若者支援企画会議等も踏まえて吸い上げ、他者交流を活発化していくことも必要であると考えられる。	関係機関連携（市教委、福祉）相談対応 フリースペース月3回開催	相談件数：150件 関係機関調整：市教委1回、ケース会議11回 フリースペース開催：14回開催（R3.8月末現在）
外国にルーツのある子ども・家庭への支援	佐渡市トキっ子応援プログラムの外国版を作成し、佐渡市の子育て支援について理解を深め、外国とつながる子ども・家庭に対し、寄り添い支援を進めます。	子ども若者相談センター	佐渡市トキっ子応援プログラムの外国版を作成し、佐渡市の子育て支援について理解を深め、外国とつながる子ども・家庭に対し、寄り添い支援を進めます。	外国につながる子ども及び保護者	△	引き続き、必要性について検討する。	必要性や作成する場合同様に検討していく。	外国につながる子ども及び保護者への支援を行う。	引き続き、関係機関と検討を行う。

具体的事業名	事業内容	所管	方向性または目標	事業対象	R2	評価	R2事業実施上の課題	R3 目標	R3 事業の進捗状況
奨学金貸与事業	教育の機会均等を図り、有能な人材を育成するとともに、将来にわたる定住を促すことを目的として、奨学金の貸与を行う。 ○高校等 月額15,000円 一時金100,000円 ○専修、大学等 入学年度 年額130万円、100万円、80万円、60万円 入学年度以外 年額100万円、80万円、60万円、40万円から選択	学校教育課	教育の機会均等を図り、有能な人材を育成するとともに、将来にわたる定住を促すことを目的として、奨学金の貸与を行う。 ○高校等 月額15,000円 一時金100,000円 ○専修、大学等 入学年度 年額130万円、100万円、80万円、60万円 入学年度以外 年額100万円、80万円、60万円、40万円から選択	高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校の高等課程、専修学校の専門課程、短期大学、大学に在学する者	○	教育の機会均等を図り、人材育成に貢献できたものと思われる。	貸与開始から返還終了に至るまで制度内容の周知に努め、奨学金を必要としている利用者が制度を有効活用できるように努める。	制度内容の周知に努め、奨学金貸与を必要とする生徒・学生が貸与を受けられるようにする。	貸与者数 ○高等学校 17人 ○専門学校・短大・大学 219人 ○誘致校(※) 48人 (※)伝統文化と環境福祉の専門学校及び佐渡保育専門学校
子ども若者相談、支援	発達段階に応じた支援が必要な妊娠から39歳までの子ども・若者を対象に、総合相談窓口を設置し、関係課、関係機関と連携して、横断的且つ継続的な支援を行うことにより、社会の一員として次代の佐渡を担う若者を育成します。	子ども若者課(子ども若者相談センター)	発達段階に応じた支援が必要な妊娠から39歳までの子ども・若者を対象に、総合相談窓口を設置し、関係課、関係機関と連携して、横断的且つ継続的な支援を行うことにより、社会の一員として次代の佐渡を担う若者を育成します。	妊娠期からの継続的な支援が必要な家庭 産後子育てに関して強い不安や孤立感を抱える家庭 不適切な養育環境、虐待の恐れやそのリスクを抱えている家庭 公的な支援につながない児童の居る支援を必要とする家庭	◎	介入できずに実態がわからない家庭がある。父母が安心して子どもと向き合うために、保育園や学校の役割が大きく、関係機関と支援の方向性を共有し、連携して支援を継続することが必要。	要対協の管理者数と相談件数は増加すると共に、複雑で長期にわたるケースが多く、最終に結びつかない。親との関係性が悪く、家庭に戻れない子どもの行き場がない。	総合相談窓口を設置し、関係課、関係機関と連携して、横断的且つ継続的な支援を行う。	相談件数 ・家庭児童 実 167件 延べ 704件